

## ○那珂市建設工事等電子入札運用基準

令和6年3月29日  
告示第79号

那珂市電子入札運用基準（平成26年那珂市告示第73号）の全部を改正する。

### （趣旨）

第1条 この運用基準は、市における電子入札システムの適切かつ円滑な運用を図るため、那珂市建設工事等電子入札要綱（平成26年那珂市告示第72号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### （用語の意義）

第2条 この運用基準において用いる用語の意義は、要綱に定めるもののほか、次に掲げる事項については、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子入札システム 茨城県との共同利用により、市が発注する請負工事等に係る入札を処理するシステムで入札案件の登録から参加申請書や入札書の提出、受理から落札者決定までの事務（以下「入開札事務」という。）を電子計算機とネットワーク（インターネット）を利用して処理するシステムをいう。
- (2) 入札情報サービス 発注の見通し、発注情報、入札と契約結果に関する情報等をインターネットに公開するとともに、入札参加者による発注図書類のダウンロードを可能にするシステムをいう。
- (3) 電子入札 この運用基準において、電子入札システムで処理する入開札事務をいう。
- (4) 紙入札 紙に記載した競争参加資格確認申請書や入札書（見積書）等を使用して行う入開札事務をいう。
- (5) ICカード 電子認証局が発行した電子的な証明書を格納しているカードをいい、受注者と市の双方でICカードを使用した情報のやり取りを行う。インターネットなどを利用した電子文書のやり取りで、なりすましや改ざんを防止するために使用される。
- (6) 電子くじ 入札参加者が入力した任意の数値と処理時刻を用いた演算式により、コンピュータで落札者を決定するシステム

### （共通事項）

第3条 電子入札システムの対象入札方式は、建設工事等における案件のうち那珂市指名希望請負業者資格審査会及び那珂市建設工事等入札業者指名委員会が適当と認めたものとする。

- 2 前項において、市が電子入札で行うことを決定した案件（以下「電子入札案件」という。）は、原則として電子入札システムにより入開札事務を行うものとする。
- 3 電子入札案件の入札公告又は入札結果の公表若しくはその他の入札手続きに必要な事項の公表は、入札情報サービス（以下「PPI」という。）により行うものとする。
- 4 電子入札システム及びPPIの運用時間は、別表のとおりとする。
- 5 電子入札案件の各受付期間等は、次の各号のとおり設定するものとする。
  - (1) 開札予定日時は、入札書受付締切予定日時の翌日を標準とする。

(2) その他の期間等における日時の設定に当たっては、入札公告等において明示するものとする。

6 公告日以降において、案件登録情報のうち、入札方式、工種区分、落札方式、工事と業務の区分、内訳書有無、案件区分について錯誤が認められる場合は、次の各号の手順により速やかに案件の再登録を行うものとする。

(1) 錯誤案件に対して競争参加資格確認申請が行われるのを防ぐため、締切日時を最小単位（1分）になるよう変更する。（修正例 受付開始日時13：00、同締切日時13：01）

(2) 件名に追記入力した修正登録を行い、錯誤案件である旨を入札参加者に示す。（修正例 「本案件は、登録錯誤につき取り消し、同一案件名称により再登録」）

(3) 新規の案件として改めて登録する。

(4) 既に競争参加資格確認申請書等の提出があった入札参加者に対しては、電話、ファクシミリ等により確実に連絡を行い、改めて登録した電子入札案件に対して競争参加資格確認申請書等を提出するよう依頼する。

7 電子ファイルでの提出を求める資料について、電子入札システムにより提出するファイル形式は、次の各号のいずれかを指定する。ただし、当該ファイルの保存時に損なわれる機能は、作成時に利用しないよう入札参加者に明示するものとする。

(1) テキスト形式のファイル（拡張子\*.txt、\*.csv）

(2) 画像形式のファイル（拡張子jpg、jpeg、gif、png、tiff、tif）

(3) 提出する電子ファイルは、ウィルスチェック済みのものとする。

8 入札参加者から提出された電子ファイルへのウィルス感染が判明した場合は、直ちに当該電子ファイルの参照等を中止するとともに、市よりウィルスに感染している旨を当該入札参加者に電話等で連絡し、再提出の方法について協議を行うものとする。

（入札書等の取扱い）

第4条 入札書は、電子入札システムにより入札金額、くじ番号が入力されたものを有効なものとして取り扱うものとする。なお、工事費内訳書の提出を指定した案件については、工事費内訳書が提出されたものを有効な入札書として取り扱うものとする。

2 工事費内訳書は、電子入札システムによる電子ファイルでの添付、書留郵便、簡易書留郵便、配達証明郵便での提出以外は認めないものとする。なお、工事費内訳書等の電子ファイル作成については、前条第7項の規定によるものとする。

3 入札参加者は、次の各号に掲げる事項に留意して適正な入札書等の提出がなされるよう努めるものとする。

(1) 入札書の入力は正確に行い、入札書提出内容確認画面において入力内容の確認を行ってから入札書を提出すること。

(2) 入札書受付締切予定日時までに入札書の提出が完了するように、余裕をもって処理を行うこと。

- (3) 入札書が正常に送信されたことを入札書受信確認通知により確認すること。
- 4 入札書受付締切予定日時までに入札書が提出されない場合は、入札を辞退するものとして取り扱うものとする。また、あらかじめ入札を辞退する場合においては、電子入札システムにより辞退届を提出するものとする。
- 5 電子入札システムにより一旦提出された入札書等、辞退届は、撤回、訂正等を認めないものとする。

(開札)

第5条 開札は、事前に設定した開札予定日時後、速やかに行うものとする。ただし、紙入札方式による入札参加者がいる場合は、入札執行職員の開札宣言後に紙媒体の入札書を開封して、その内容を電子入札システムに登録してから開札を行うものとする。

- 2 開札予定日時から入札決定通知書等の発行までが著しく遅延（1時間程度を目安とする。）する場合は、必要に応じ電子入札システム、電話、ファクシミリ等により入札参加者への情報提供を行うものとする。
- 3 開札を延期する場合は、電子入札システム、電話、ファクシミリ等により、当該案件に入札書を提出している入札参加者全員に対し、開札を延期する旨と変更後の開札予定日時を通知するものとする。
- 4 開札を中止する場合は、電子入札システム、電話、ファクシミリ等により当該案件に入札書を提出している入札参加者全員に対し、開札を中止する旨の通知を行うものとする。

(競争参加資格確認申請等の取扱い)

第6条 入札参加資格確認申請において必要な添付資料は、原則として電子入札システム又はファクシミリにより提出するものとする。

(入札参加者の利用者登録及びICカードの取扱い)

第7条 電子入札システムを利用することができる入札参加者は、那珂市入札参加資格者名簿に登載されている者（以下「代表者」という。）又は代表者から電子入札システムによる入札（見積り）に関する権限の委任を受けた者（以下「受任者」という。）とする。また、特定建設工事共同企業体においては、代表構成員又は当該代表構成員から入札に関する権限の委任を受けた「受任者」のみが電子入札システムを利用することができるものとする。

- 2 受任者による電子入札システムの利用は、次の各号に掲げる基準により委任状が提出された場合に限り認めるものとする。

- (1) 提出様式 委任状（様式第2号）
- (2) 提出期限
- ア 委任状は、利用者登録手続の際に提出を求めるものとする。
- イ 入札手続途中における提出は認めない。
- ウ 特定建設工事共同企業体は、当該特定建設工事共同企業体に係る入札参加資格申請時において、委任状を提出するものとする。
- (3) 委任期間

- ア 委任期間は、入札参加資格の有効期限を限度とする。
  - イ 委任期間内に代表者又は受任者に変更があった場合は、変更内容について速やかに企画部財政課に書面による届出を行うものとする。
- 3 入札参加者は、初めて電子入札システムを利用する場合や新たにICカードを取得した場合は、入札参加者のパソコンから電子入札システムに利用者の登録を行うとともに、次の各号により届出を行うものとする。なお、電子入札システムの利用については、市の審査終了後から可能となるものとする。
- (1) 届出に伴う提出書類
    - ア 電子入札利用届（様式第1号）
    - イ 利用者情報 電子入札システムの利用者登録時に、入札参加者のパソコンから印刷したICカード情報等を記載したもの
    - ウ 委任状 前項の規定によるもの
  - (2) 書類の提出方法 書留郵便、簡易書留郵便、配達証明郵便又は直接持参による。
  - (3) 書類の提出先 企画部財政課
- 4 電子入札システムに登録することができるICカードは、民間の電子認証局が発行したもので、ICカードの名義は企業の代表者又は受任者の名義とし、1企業1名義のみとする。なお、入札参加者に対しては、ICカードの失効、閉塞、破損等に備えて、複数枚のICカードを登録することを奨励するものとする。この場合において、同一名義のICカードを複数枚登録することが可能である。
- 5 前項の場合において、特定建設工事共同企業体は、単体企業用としてシステムに登録した代表構成員のICカードを使用するものとする。
- 6 入札参加者は、電子入札システムに登録した代表窓口情報及びICカード利用部署情報の変更が生じた場合は、入札参加者のパソコンから隨時変更内容の登録を行うものとする。
- 7 入札参加者は、現在使用しているICカードの有効期間内に入札参加者のパソコンから電子入札システムに新しいICカードの登録を行うものとする。なお、ICカードの名義及び住所の変更を伴う場合は、次項の規定によるものとする。
- 8 入札参加者は、ICカードの名義及び住所の変更が生じた場合は、第3項の規定に準じてICカードの新規登録及び書面による届出を行うものとする。なお、当該変更登録については、市の審査が終了するまで電子入札システムの利用が不可となるため、原則として次条の規定により紙入札で対応するものとする。
- 9 入札参加者がICカードを不正使用した場合は、当該入札への参加を認めないものとする。また、落札後に不正使用が判明した場合は、契約締結前であれば契約締結を行わないことができるものとし、契約締結後に不正使用が判明した場合は、着工工事の進捗状況等を考慮して契約を解除するか否かを判断するものとする。
- 10 前項の不正使用した場合を例示すると、おおむね次のとおりである。
- (1) 他人のICカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した場合
  - (2) 代表者が変更となっているにもかかわらず、変更前の代表者のICカード

を使用して入札に参加した場合  
(紙入札での参加を認める基準)

第8条 市長は、入札参加者から紙入札方式参加承諾願（様式第3号）が提出された場合は、入札参加者側にやむを得ない事由があると市長が認める場合に限り、紙入札を承諾するものとする。

2 前項のやむを得ない事由を例示すると、おおむね次のとおりである。

- (1) ICカードが失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカード再取得の申請又は準備中の場合
- (2) 企業名又は企業住所若しくは代表者の変更により、ICカード再取得の申請又は準備中の場合
- (3) 電子入札の導入準備を行っているが、ICカードの取得が間に合わなかつた場合（原則ICカードを既に申請中の場合に限る。）

3 第1項の規定により電子入札案件に紙入札で参加することを承諾した場合は、要綱の規定に基づき提出書類等を取り扱うものとする。

4 市長は、電子入札の手続開始後、入札参加者から紙入札への変更を求められた場合は、やむを得ないと認められる事由により電子入札の続行が不可能であり、かつ、全体の入札手続に影響がないと認められる場合についてのみ当該入札参加者について、電子入札から紙入札への変更を認めるものとする。この場合においては、当該入札参加者はできるだけ速やかに紙入札方式移行承諾願（様式第4号）を市長に提出するものとする。

5 前項のやむを得ない事由を例示すると、おおむね次のとおりである。

- (1) ICカードが失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカード再取得の申請又は準備中の場合
- (2) 企業名、企業住所、代表者の変更により、ICカード再取得の申請又は準備中の場合
- (3) 入札参加者側のシステム障害の場合

6 第4項の規定により紙入札への変更を認める場合は、当該入札参加者について速やかに紙入札により電子入札案件に参加する業者（以下「紙入札業者」という。）として登録するものとし、当該入札参加者に対し紙入札業者としての登録後においては、電子入札システムに係る作業を行わないよう指示するものとする。ただし、既に実施済みの入札システムによる書類の送受信は有効なものとして取り扱うこととし、別途の交付又は受領手続を要しないものとする。

7 紙入札による電子くじ番号は、入札書に3桁のくじ番号を記入して提出するものとする。

（システム障害等の取扱い）

第9条 入札参加者側のシステム上の障害等により、一部の入札参加者が電子入札を行うことができない場合は、前条第4項の規定により電子入札から紙入札へ移行するものとする。なお、入札参加者に対しては、システム障害に備えて複数のICカードの取得、代替機器及び複数のプロバイダ・アクセス回線の確保を推奨するものとする。

2 市側のシステム等に障害が発生して、全ての入札参加者が利用不可となった場合は、入札書受付締切予定日時及び開札予定日時の変更（延長）を行うものとする。この場合においては、電子入札システム、電話、ファクシミリ等により、入札参加者にその旨を通知するものとする。なお、電子入札システムが長期にわたり停止する場合は、全面的に紙入札に切り換えるものとし、ホームページ等による公表を行うものとする。

#### 附 則

この基準は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

	電子入札システム	PPI
那珂市	8：30～22：00	同左
入札参加者	9：00～18：00	24時間運用

#### 備考

那珂市の休日を定める条例（平成元年那珂町条例第25号）第1条第1項に規定する市の休日を除く。

様式第1号（第7条関係）

電子入札利用届

年　月　日

（届出先）那珂市長 殿

（届出者）

業者番号

住 所

企業名称

代表者名

印

那珂市における電子入札に参加したいので、下記の関係書類を添えて届け出ます。

記

（添付書類）

1 利用者情報（※1）

2 委任状（※2）

※1 茨城県建設工事等電子入札システムで利用者登録を行ったときに印刷したもの  
ので、登録するICカード情報が含まれる。

※2 （様式第2号）代表者より代理人として入札（見積）に関する権限の委任を受  
ける者のICカードを登録する場合に提出する。

様式第2号（第7条関係）

委任状（電子入札用）

年　月　日

那珂市長

殿

（届出者）

住 所

企業名称

代表者氏名

印

私は、次の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

（受任者）

住 所

企業名称

代理人氏名

（委任事項）

- 1 那珂市が発注する工事（業務委託）について、電子入札による入札（見積り）に関する件

2 委任期間

年　月　日 から

年　月　日 まで

様式第3号（第8条関係）

紙入札方式参加承諾願

1 案件名称（工事番号及び工事名）

2 電子入札システムによる参加ができない理由

上記案件について、電子入札システムによる参加ができないため、紙入札方式による参加の承諾をお願いします。

年 月 日

（申請者）

業者番号

住 所

企業名称

代表者氏名

印

（宛先）那珂市長

殿

上記について承諾します。

年 月 日

殿

那珂市長

様式第4号（第8条関係）

紙入札方式移行承諾願

1 案件名称（工事番号及び工事名）

2 電子入札システムによる参加ができない理由

上記案件について、電子入札システムによる電子入札の処理継続が不可となったため、紙入札方式への移行の承諾をお願いします。

年　　月　　日

（申請者）

業者番号

住　所

企業名称

代表者氏名

印

（宛先）那珂市長

殿

上記について承諾します。

年　　月　　日

殿

那珂市長

様式第1号（第7条関係）

様式第2号（第7条関係）

様式第3号（第8条関係）

様式第4号（第8条関係）